

○名寄市立大学研究倫理規程

平成19年11月7日

改正 平成20年3月17日

平成27年4月1日

平成30年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）において研究を遂行するに当たり、研究者が遵守すべき倫理の保持に係る事項を示し、研究の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の研究に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「研究」とは、研究の立案、申請、実施、発表、報告、審査等に係るすべての活動を含む。
- (2) 「研究者」とは、本学の教員及び本学の規程に基づき受け入れた外部からの研究員をいう。なお、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準じて取り扱うものとする。
- (3) 「事務職員」とは、本学における研究に関わる事務職員をいう。
- (4) 「研究費」とは、名寄市立大学研究補助金、受託研究費、共同研究費、科学研究費補助金及びこれ以外の研究に係る外部からの資金をいう。

(管理体制)

第3条 本学においては研究に係る倫理を保持するため、次のとおり責任者及び相談窓口を置き、その運営・管理に係る責任及び権限を定める。

- (1) 学長は最高管理責任者として、本学全体を統括し、研究に係る倫理の管理について最終的な責任を負う。
- (2) 保健福祉学部長は統括管理責任者として、研究に係る倫理の管理について、最高管理責任者を補佐するとともに、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- (3) 事務局長はコンプライアンス推進責任者として、統括管理責任者の指示の下、主に次の業務を行う。
 - ア 研究に係る倫理の保持に関し、研究者又は事務職員の注意を喚起し、認識を深めさせること。
 - イ 研究費に係る不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ウ 不正な研究費使用防止を図るため、研究者・事務職員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - エ 研究者・事務職員が適切に研究費の管理・執行にあたっているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 研究に係る倫理の保持に関する大学内外からの相談についての窓口は、事務局総務課長（統括担当）とする。

(研究者の倫理基準)

第4条 研究者は研究を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究者は、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心に従い誠実に行動しなければならない。
- (2) 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、我が国の法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に定められた規範・規約・条約等を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚しなければならない。
- (5) 研究者は、学生が研究活動に加わる時は、学生が不利益を被らないよう十分に配慮するほか、本規程を踏まえた指導を行わなければならない。
- (6) 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。他者の独創性・新規性は、尊重しなければならない。
- (7) 研究者は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。
- (8) 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。
- (9) 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。
- (10) 研究者は、個人に関する情報の提供を受け研究を行うときは、当該情報を提供する者（以下「協力者」という。）に対して研究の目的・情報の利用方法について十分説明しなければならない。
- (11) 研究者は、協力者が研究への協力を撤回する意思を表した場合には、受け入れなければならない。また、その旨を協力者に対し説明しなければならない。
- (12) 研究者は、協力者が前2号に定める説明を理解した上で研究への協力を同意した旨を、文書で確認しなければならない。
- (13) 研究者は、データ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法により行わなければならない。
- (14) 研究者は、収集・作成したデータ等（研究記録を含む。）について適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。
- (15) 研究者は、研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。
- (16) 研究者は、他者の知的財産の侵害をしてはならない。また、捏造、改ざん、盗用等不正な行為をしてはならない。

- (17) 研究者は、研究費の原資が税金や企業・財団等からの寄附金等によって賄われることを認識し、真摯に研究に取り組むとともに、研究費の使用は適正に行わなければならない。
- (18) 研究者は研究計画を着実に実施し、研究費の使用についても計画的に行わなければならない。
- (19) 研究者は、他人の研究論文等の査読やその他研究業績の評価及び検証に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価基準等及び自己の知見に基づき、公正に評価しなければならない。

(研究費に係る適正な運営)

第5条 研究費に係る事務処理並びに研究者及び事務職員の権限・義務については、次の定めによるほか、法令等の定めによる。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179号）
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第 255号）
 - (3) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第 110号）
 - (4) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）
 - (5) 文部科学省研究者・機関使用ルール
 - (6) 日本学術振興会研究者・機関使用ルール
 - (7) 名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）
 - (8) 名寄市契約規則（平成18年名寄市規則第61号）
 - (9) 名寄市事務処理規程（平成18年名寄市訓令第3号）
 - (10) 名寄市事務決裁規程（平成18年名寄市訓令第7号）
 - (11) 名寄市会計規則（平成18年名寄市規則第60号）
 - (12) 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成18年名寄市条例第36号）
 - (13) 名寄市職員倫理規程（平成18年名寄市訓令第68号）
 - (14) 名寄市職員の懲戒処分並びに訓告及び厳重注意の措置に関する要綱（平成18年名寄市訓令第24号）
 - (15) 名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成18年名寄市訓令第55号）
 - (16) 名寄市職員等の旅費に関する条例（平成18年名寄市条例第52号）
 - (17) 名寄市職員等の旅費の支給に関する規則（平成18年名寄市規則第50号）
 - (18) 名寄市臨時職員に関する規則（平成18年名寄市規則第36号）
 - (19) 名寄市臨時職員取扱要綱（平成18年名寄市訓令第21号）
 - (20) 名寄市立大学科学研究費補助金購入備品及び物品取扱いルール
- 2 事務職員は、研究の特性を理解し、効率的な研究遂行を目指した事務を行うとともに、前項に掲げる研究費に係る事務処理等の定めに基づき、研究費の適正な執行を確保しなければならない。
- 3 研究者は、名寄市立大学研究補助金、受託研究費、共同研究費又は科学研究費補助金以外の研究に係る資金または物品を獲得した場合には、学長に研究内容、獲得した資金及び

物品の内容を報告するものとする。

(大学の責務)

第6条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講ずる。

2 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

3 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

4 本学は、前3項の目的を達成するため、「名寄市立大学倫理委員会」を設置する。

5 「名寄市立大学倫理委員会」に関する規程は、別に定める。

(誓約書の提出)

第7条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者に対し誓約書(別記様式)を提出しなければならない。

誓約書の提出を競争的資金等の申請の要件とし、提出がない場合は競争的資金等の管理・運営に関わることができないものとする。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関して必要な事項並びに研究活動上の不正行為防止に関する事項、人を対象とする研究倫理に関する事項、DNA、動物実験に関する事項等個別の規程を要するものについては、学長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則(平成20年3月17日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第11条関係）

名寄市立大学長 殿

誓約書

私は、名寄市立大学の職員として、研究費の使用に当たっては、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 大学の管理すべき研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
4. 職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用防止に努めること。
5. 研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。

平成 年 月 日

氏名